



令和7年**11月4日**から開始

「出生届」のオンライン手続きがスタートします！

本籍地が青森市でマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータル内の
ぴったりサービスから「出生届」のオンライン手続きができるようになります！

出生届のオンライン手続きについて

▶手続きできる期間

子が生まれた日から数えて14日以内

▶手続きに必要なもの

- ・医師又は助産師が作成した出生証明書
- ・マイナンバーカード（署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書が有効なもの）
- ・マイナンバーカードの読取りができるスマートフォン又はパソコン・ICカードリーダーライタ

▶手続きができるかた

- ・届出人が生まれた子の父母のいずれかであること
- ・届出人がマイナンバーカードを保有していること
- ・生まれた子の出生地が日本国内であること
- ・届出人が本籍地や筆頭者を把握していること
- ・生まれた子の父母双方が日本国籍を有していること
- ・出生証明書の画像データを保有していること
- ・届出自治体が生まれた子の親の本籍地であること
- ・子の名に使用する漢字がマイナポータルで使用可能であること

とっても便利！



出生届に関連する手続きも
オンラインでの手続きが可能です

- ①子ども医療費助成医療証の交付申請【実施済】
- ②児童手当の認定請求、額改定請求【実施済】
- ③産後ケアの申請【実施済】
- ④マイナンバーカードの特急発行の申請【新規】
- ⑤国民健康保険の加入届【新規】
- ⑥お誕生カード(新生児出生通知書)の提出【新規】

- ・③を除く①～⑥はマイナポータル内のぴったりサービスから手続きが可能です。
- ・③は青森市電子申請サービスから手続き可能です。